### 〈判例研究〉

# 従業員によるインサイダー取引を防止し得る程度の管理体制を構築していたとされた事例(日経インサイダー取引事件)

| 東京地判平成21年10月22日 (平成19年(ワ) 4968号)、判時2064号139頁、 | 判例タイムズ1318号199頁、資料版商事法務310号214頁。

# 長畑 周史

# 【事実の概要】

補助参加人(以下ではNとする)は、経済情報を中心として日経新聞など5紙を発行する報道機関であり、同社の広告部門には、東京、大阪、名古屋など全国の各本支社にそれぞれ広告を担当する部署が設置されていた(これら各本支社すべての広告部門のことを「広告局」という)。この中の、東京本社広告局には、平成17年8月から平成18年1月当時、管理部、広告整理部、企画制作部、金融広告部、出版広告部、業務推進部など全部で14の部等が設置されていた。

同社従業員のaは金融広告部に所属してお り、同部署は、日経新聞などに掲載する金融 業関係の広告営業を担当していた。aは平成 16年3月頃から株取引を開始したが、株式分 割をすることが予想されておらず、その公表 に意外性がある場合、公表後に株価が値上が りすることが多いことに着目し、平成17年5 月頃からは、広告局内で毎週水曜日に公表さ れる翌週分の割付表の広告欄の大きさから法 定公告の存在及び内容を推測して、株取引を 行うようになった。さらに、aは、平成17年 7月頃、広告局で使用している広告に関する 総合システムで、広告の申込み、割付け、入 稿、画像入力、画像処理、売上管理などを一 元管理するアドバンスシステム(以下ではア ドバンスという) 内の広告申込情報の備考欄 に「株式分割」などと法定公告の種別のみが 表示される場合があることに気付いた。

アドバンスは、専用のサーバー、端末及び回線で構成されるクローズドシステムとして構築されており、アドバンス内の情報を閲覧するには、広告局の各部署の事務スペースに設置された専用端末にID等を入力する必要があり、ID等は、各部署及び各従業員の業務上の必要性を考慮し、広告整理部及び管理部の従業員には各個人ごとにID等が付与され、その他は各部署ごとにID等が付与されていた。各部署用のID等では、東京本社広告局に申し込まれた担当業種からの広告申込・売上情報だけしか閲覧できず、aの所属していた金融広告部のID等も同様であった。

これに対し、IR チームでは、法定公告の管理、売上予測を行うことも業務としていたため、他の営業部とは異なり、以前から日経新聞に関する全本支社・全業種の法定公告を含む広告申込・売上情報を閲覧することができる ID 等が付与されていた。IR チームのID 等を使用すれば、広告申込情報を閲覧して、法定公告その他の優先順位の高い広告を含いため、金融広告部内では、日経新聞を担当する多くの部員が従前から IR チームのID 等を目常的に使用しており、これを同部のID 等であると認識していた。a も、平成15年3月に金融広告部に移動してきた際に、同部の部員にIR チームのID 等を教えられ

ていた。

そこで、aは、平成17年8月頃からは、IR チームの ID 等を使って日経新聞に関する全 本支社・全業種の広告申込情報を閲覧し、特 定の会社が特定の日に株式分割などの法定公 告の掲載の申込みをしている情報を入手し、 これに自らの経済知識や公表情報を加味し て、値上がりの見込める株式の売買を行うよ うになった。このようにして、aは、平成17 年8月頃から平成18年1月までの間、アドバ ンス内の情報を基にして、値上がりの見込め る株式を未公表情報が公表される前に、社内 のパソコン等からインターネット取引によ り、自分や妻等の名義で取得した上、法定公 告掲載後に売り抜けるという本件インサイ ダー取引を行い、平成18年2月に本件インサ イダー取引が発覚して、証券取引法違反(イ ンサイダー取引)の罪により逮捕・起訴され、 有罪判決が確定した。

これに対して、Nの株主である株主X1~2が、平成14年3月から平成18年2月までの間に在任したNの取締役Y1~9(代表取締役、社長室担当取締役又は広告担当取締役)を、aによるインサイダー取引を防止することを怠った任務懈怠があり、これによって、Nの社会的信用が失墜し、そのコーポレートブランド価値1507億2900万円のうち少なくとも1%は毀損されたから、その価値は10億円を下回ることはないとして、代表訴訟を提起したのが本件である。

なお、本件事件が起こる以前の違法行為防止体制としては、次のような体制・取り組みが行われていた。アドバンスについては、上記のようなID等の制限があったが、ID等の管理・変更権限を持つ管理部長らは、ID等を定期的に変更しておらず、IRチームのID等を使用すれば、日経新聞に関する全本支社・全業種の法定公告を含む広告申込・売上情報を閲覧することができることを知っていたが、金融広告部の他の部員がIRチームの

ID 等を使用していることは知らなかった。 また、金融広告部の部長及び次長も、その使 用実態について知らなかった。

また、アドバンスには、アクセスログ(接 続記録)をとる機能がついていなかったが、 平成15年頃からアドバンスの次世代導入につ いて検討が始められ、その中で社員証や指紋 による認証といった新たなセキュリティの検 討・協議も進められていた。管理部長らは、 アドバンスが独立したクローズドシステムで あり、広告局の局員が専用端末で、ID 等を 使用してアドバンス内の情報を閲覧すること ができること、広告申込情報は、その性質 上、ほとんどが営業各部員が取得した情報で あり、業務上共有の必要性があること、従業 員はコンプライアンス教育を受けており、情 報の外部漏洩、不正利用は発生することはな いと考えていたこと、現にNではそのよう な事例がなかったことなどから、ID等が定 期的に変更されず、アクセスログの機能がな いとしても、アドバンスにはその電子情報を 適正に管理するのに十分な機能があると判断 していた。

また、Nでは、平成元年10月、就業規則の 付属規定として全社の「インサイダー取引規 制に関する規定」を制定していた。その内容 は、従業員は、言論・報道機関に勤務してい る者として高い倫理感に基づいてインサイ ダー取引規制法規を遵守しなければならない とし、職務上知った重要な外部情報を第三者 に漏らしたり、その情報が一般に公表されな いうちにその情報に関連した株券等法令で定 めるものを売買してはならないとするもので ある。そして、就業規則において、上記規定 を遵守しなければならないとし、これに違反 した場合は就業規則違反として懲戒処分の対 象となるとするとともに、平成元年9月の社 内報に解説文とともに掲載していた。また、 広告局においては、平成元年12月、広告局内 規「広告局インサイダー取引規制関連規約」

を制定していた。さらに、従業員に対し、法令遵守に関する社内研修を実施して周知を図った。また、平成14年4月、Nの子会社であるテレビ東京株式会社の上場に関連して、「テレビ東京株式上場に伴う売買・保有、情報管理に関する指針」を作成して、インサイダー取引規制に関して従業員の注意を喚起した。

さらに、Nでは、平成16年10月26日、個人 情報保護法に対応するため、取締役会におい て情報管理規定を制定し、平成17年1月1日 に施行している。同規定では、情報(従業員 等が業務遂行の過程で知り得た情報・会社が 保有・管理・関与する情報及びこれらに準じ る情報)の中から、機密情報とそれ以外に分 ける判断をし、さらに機密情報を「厳秘」、 「秘」、「社外秘」の3つの区分に分類・指定 するものとしている。また、情報の形態によ り文書情報と電子情報とに分け、それぞれの 形態ごとに、管理・保管・使用等の取扱方法 が定められている。そのうち、電子情報は、 情報の区分、内容・形態、業務内容及び漏洩 の危険性などの事情を考慮し、当該電子情報 の作成者及び保管者が責任をもって保管し、 電子情報が保管されている媒体に係わる ID 等は厳密に管理し、定期的に変更するとされ ている上、機密電子情報は、原則として各局 等が保有する文書サーバーに保管し、ID 等 などを入力しなければ閲覧できないようにす るとともにアクセスログを取るなど、本規定 の目的に沿って、当該電子情報を適正に管理 するのに十分な措置を講ずるとされている。

また、平成17年6月10日、Nの取引先である広告代理店ADEXにおいて、ある上場企業から日経新聞に対する株式分割の法定公告の掲載依頼を受けた事実を部下からの報告で知った営業局長が、インサイダー取引をしていたことが発覚して懲戒解雇されるという事件が報道された。Nでは、平成17年1月には、ADEXの社長から、インサイダー取引の容疑で捜査を受けていることが伝えられたの

で、広告局におけるインサイダー取引防止策 を検討して、次のように実施した。被告Y9 は、全体部長会、東西連絡会議等の会議にお いて、従業員がインサイダー取引を起こさな いように管理・教育等を徹底するように繰り 返し指示するとともに、平成17年4月には、 広告局内規の「広告局インサイダー取引規制 に関する規定」を改定し、改定広告局内規を 直ちに各部長を通じて部員に伝達し、また、 広告局内のイントラネットや共通フォルダに も掲示した。東京本社広告局は、同年5月上 旬には、改定広告局内規等を小冊子にして、 全国の広告局員に配付した。さらに、平成17 年7月開催の法務研修会では、弁護士を講師 として、「インサイダー取引と企業のコンプ ライアンス」と題する研修も行った。なお、 Nは、同年5月25日、ADEXとの取引を停止 し、その後、その原因がADEXにおけるインサ イダー取引であることを全体部長会や臨時東 京本社広告局会議(全員出席)で説明して、 更なるインサイダー取引防止を訴えた。

#### 【判旨】

「株式会社の取締役は、会社の事業の規模 や特性に応じて、従業員による不正行為など を含めて、リスクの状況を正確に把握し、適 切にリスクを管理する体制を構築し、また、 その職責や必要の限度において、個別リスク の発生を防止するために指導監督すべき善管 注意義務を負うものと解される。…Nは…そ の報道機関としての性質上…秘密性のある情 報や未公表情報などのインサイダー情報に接 する機会が多いといえる。したがって、Nの 取締役としては、それらの事情を踏まえ、一 般的に予見できる従業員によるインサイダー 取引を防止し得る程度の管理体制を構築し、 また、その職責や必要の限度において、従業 員によるインサイダー取引を防止するために 指導監督すべき善管注意義務を負うものと解 される。」

インサイダー取引防止に関する管理体制については、「本件インサイダー取引当時、一般に予見できる従業員によるインサイダー取引を防止し得る程度の管理体制を構築していたということができる」とした。

さらに、報道機関としてインサイダー情報が集中すること、不正アクセス禁止法や個人情報保護法が施行されたことから、Yらにはインサイダー取引の予見可能性があるかについても、「これらの事実から、従業員によるインサイダー取引の一般的な予見可能性を超えて、本件インサイダー取引のような従業員による不正行為を予見してこれを防止するために具体的に何らかの指導監督をすべき職責や必要があったと認めることはできない」などとして、Yらにaによるインサイダー取引を防止することを怠った任務懈怠(善管注意義務違反)はないとした。

#### 【研究】

# I 本判決の意義

本件は、日本経済新聞社の従業員が同社で扱う情報をもとにインサイダー取引を行い、これが発覚して刑事罰を受けたことについて、同社株主が取締役に対してインサイダー取引を防止する管理体制を構築しておくべき義務があったなどとして責任を追求した事例である。

この点で、本件の不正行為を防止する管理体制(内部統制)が非常に特殊な(専門的な部類に入る)ものであると考えられ、本件で判示された基準をそのまま他の業態に一般化できるものではなく、あくまで本件は適切な内部統制の判断について一事例を加えるものに過ぎないと思われる。しかし、判旨では、取締役が構築すべき内部統制の適切性の判断基準を予見可能性による旨言及しており、この基準によって各争点を判断している点で、他の事例にも参考になるものと思われる。

# I 内部統制の適切性の判断基準(内部統制の設置と違法行為の予見可能性について)

会社と取締役の関係は委任に従うため(会 社法330条)、取締役は善管注意義務(民法644 条)を負う。このため、取締役は善良な管理 者の注意をもって会社の業務執行に当たらな ければならない。そして、善良なる管理者の 注意をもって会社の業務執行を行う義務の中 には、違法行為を防止するシステムを設置し ておくべき内部統制構築義務が含まれる(1)と 近時主張されるようになってきた。この内部 統制構築義務違反は債務不履行責任であるか ら、その責任を追及するためには帰責事由、 すなわち故意、過失又は信義則上これと同視 すべき事由(2)が必要であり、この中でも内部 統制構築義務との関係において多くの場合で 問題となるのが過失である(3)。 過失は違法な 結果の発生を予見・防止すべき具体的な行為 義務違反とされる⑷。この点で、内部統制構 築義務違反がないというためには、少なくと も違法行為の予見可能性がなかったことか、 その防止 (結果回避) が期待されないことが 必要となる。

この種の注意義務としては、従来は取締役に課せられた善管注意義務の内容として監視義務があり、積極的に業務執行に当たらない取締役でも、違法行為がないように監視する義務を負うとして、取締役の監視義務違反が追及される事例が多かった。しかし、善管注意義務の中に、内部統制構築義務が含まれると解されるようになってからは、客観的に違法行為の防止体制を構築していないことを主張すればよい点など責任追及をする側の主張立証が監視義務違反主張よりも容易なことから、近年では内部統制構築義務違反を問う事例が増えている。

学説も、「内部統制システムの構築および それを実際に機能させることは、取締役・監 査役の善管注意義務の内容となる<sup>(5)</sup>」である とか、「状況に応じて違法行為が行われる可能性があればそれを防止する措置を執…るのは、善管注意義務の当然の内容となる…当該個別の事例において取締役・執行役に任務懈怠(善管注意義務違反)があったか否かが問題<sup>(6)</sup>」として、内部統制の構築は、善管注意義務履行の内容と捉えられるようになっている<sup>(7)</sup>。

わが国で内部統制構築義務に関する裁判例 で初期のものとして大和銀行株主代表訴訟事 件(8)がある。同事件は、大和銀行ニューヨー ク支店の従業員が、無断取引を行い大和銀行 に多額の損害を与えたことから、同社株主が 当時の大和銀行取締役らに、不正行為を防止 する体制を怠っていたとして、株主代表訴訟 が提起された事件である。同事件の地裁判決 では、「健全な会社経営を行うためには…会 社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク 管理体制 (いわゆる内部統制システム) を整 備することを要する」このため、「取締役は リスク管理体制を構築すべき義務を負い、リ スク管理体制を構築すべき義務を履行してい るか否かを監視する義務を負うのであり、こ れもまた、取締役としての善管注意義務及び 忠実義務をなすものと言うべきである」と述 べた。しかし、その認定については事案ごと の判断をしているだけで、判断基準について まで言及していない。このように、初期の裁 判例では、内部統制構築義務が善管注意義務 履行の一形態であるということに言及しなが らも、その基準についての具体的な言及はな されていなかった。

しかし、近時の裁判例では、予見可能性に基づく判断をするものが現れている。日本システム技術事件(®)は、従業員が架空の売上報告を行ったことで、虚偽の業績発表を行い、事件発覚後に業績の下方修正をしたところ株価が下がったため、株価下落前に株式を取得した株主が、取締役の内部統制構築義務違反を追及した事例である。同判決では、通常想

定される架空売上の計算等の不正行為を防止 し得る程度の管理体制は整えていたと認定し て、従業員の不正行為の偽装が巧妙であった 点、不正行為を予見すべき特別の事情もない 点、その他不正行為の疑いがなかったといえ る点などから、内部統制構築義務違反はない として、その認定に関して予見可能性に基づ く検討を行っている。本判決は、これをさら に明確化するものといえる。

# Ⅲ 各争点についての判断

本件の争点は、「Yらには、本件インサイダー取引を防止する任務懈怠の責任があるか (Yらは、本件インサイダー取引を予見することができたか。また、Yらは、本件インサイダー取引を防止する善管注意義務を負っていたか)」と、「Yらの任務懈怠によるNの損害の有無及びその損害額」の二点である。なお、後者の争点は、Yらの任務懈怠が認められなかったので検討されていない。

ここでは、Yらが、本件インサイダー取引を予見し得たかの認定について検討を加えたい。本件は、部署をまたがってID等の共有を従業員間で行っていたことから、これを使用して従業員 a がインサイダー取引を行ったというものであるが、N では不正行為防止の取り組みも行っていた。

まず、アドバンスにおけるID等の管理であるが、アドバンスは独立したクローズドシステムとして構築されており、その専用端末は広告局の各部署の事務スペースに設置されていた。ID等についても、業務上の必要性を考慮して個人又は各部署ごとにID等を付与していた。また、アドバンス内の広告申込情報を「社外秘」(外部への情報漏洩は業務のされるべきであるが、局内においては業務のために共有される情報)と分類して管理していた。これらから、どのような管理体制を構築するかについては、Nに合理的な裁量が委ねられていると解されているとして、本件で

は、合理的な管理体制であったと認定している。

インサイダー取引防止に関する管理体制としても、就業規則の付属規定として「インサイダー取引規制に関する規定」を制定しており、一般的に合理的な管理体制をとっていたとする。

次に、ID 等を個人ごとに付与しておくべきであったという点であるが、N で制定していた情報管理規定には、情報管理統括者又は情報管理責任者が管理を行うとされており、運用上の個別問題について直ちに責任を負うものではないとしている。また、定期的なID 等の変更についても同様としている。

アドバンスにアクセスログを記録する機能がついていなかったことについても、アドバンスがクローズドシステムであることや、情報の共有の必要性のあること、従業員はコンプライアンス研修などを受けていることなどから不正行為はないと管理部長らが判断していたことは不合理ではなく、情報管理規定もアクセスログをとることが必要不可欠であることを求めるものでないとしている。

ADEX 事件に対する対応については、同事件は、インサイダー情報を知り得る権限のある者が職務上知った情報を利用してインサイダー取引を行ったというものであり、当時、アドバンスの ID 等の管理に問題があるという指摘やインサイダー情報獲得のためにアドバンスにアクセスされる疑いがあったわけではないことから、ADEX 事件を受けて、アドバンス内のアクセス権限を見直す具体的な指導監督をすべき職責や必要があったとはいえないとしている。

裁判所は、以上のような認定から、従業員によるインサイダー取引の一般的な予見可能性を超えて、本件インサイダー取引のような従業員による不正行為を予見してこれを防止するために具体的に何らかの指導監督義務はなかったと判示している。

この点の評価であるが、Nでは、インサイダー取引が可能となる情報を扱うシステムにおいて、ID等を個別に割り当てず部署で共有することや、アクセスログをとらない設計になっている点、ID等の定期的変更が行われていない点では、管理の甘さがないともいえない。インサイダー情報を扱う場合には、不正利用の可能性は常に存在するから、一定水準の予防体制が要求されていると考えられる。

しかし、アドバンスはクローズドシステム で各部署にしか設置されていない点や、業務 上の必要性を考慮して ID 等が与えられてい る点、情報管理規定の制定や、インサイダー 取引防止について社内研修を行っている点、 アドバンスの管理体制に問題が指摘されてい ない点、インサイダー情報獲得のためにアド バンスにアクセスされているとの疑いがあっ たという事実もない点などを考慮すると、当 時の予見可能性に基づいた予防体制の水準に は達していたというべきであろう。そもそ も、内部統制構築義務に求められる水準は「整 備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが 現実化して惹起する様々な事件事故の経験の 蓄積とリスク管理に関する研究の進展により 充実していくものである。したがって、現時 点で求められているリスク管理体制の水準を もって、本件の判断基準とすることは相当で ないというべきである(10)」と指摘されるよ うに、当時の水準によって判断されるべきで あり、後知恵による判断は許されない。また、 「どのような内容のリスク管理体制を整備す べきかは経営判断の問題であり、会社経営の 専門家である取締役に、広い裁量が与えられ ているというべきである(11)」というように、 どのような管理体制を設置するかにも広い裁 量があると考えるべきあり、内部統制構築義 務違反は、これらの裁量を超える部分のみで 問われるべきである。

ところで、本件は、Nが設置していた諸種

のインサイダー取引の予防体制を合理的なも のとしたうえで、「従業員によるインサイダー 取引の一般的な予見可能性を超えて、本件イ ンサイダー取引のような従業員による不正行 為を予見してこれを防止するために具体的に 何らかの指導監督をすべき職責や必要があっ たと認めることはできない」としている。し かし、インサイダー情報を扱う場合には、そ れが不正に利用される可能性が高いといえる から、従業員が不正行為を行う予見可能性は あったとも考えられる(12)。本件の場合には、 まず予見可能性はあって、それを本件のよう な予防体制が設置されていたことによって、 結果回避が期待されなかった(コンプライア ンス研修や不正行為を未然に防ぐ ID 等の管 理体制が設置されていて、会社としては事件 当時の水準としては適切な対策を講じていた にも関わらず、従業員が不正行為を行った) と考える方法も理論構成としてはあり得るの ではないだろうか<sup>(13)</sup>。

# 注

- (1) より正確には、取締役が負う善良な管理者の注意に、委任契約の内容である会社の業務執行という任務をあてはめると、その中には違法行為を防止するような内部統制を構築すべき義務が具体化してくるものと考える。
- (2) 我妻栄『新訂債権総論』105頁(岩波書店・ 1964年)。
- (3) 取締役の責任の要件では、善管注意義務を尽くさなかったことと、帰責事由の過失が、実質上ほぼ重なり合うことから、これを一元的に理解する考え方と、前者を違法性の要件、後者を帰責性の要件と捉える考え方の対立があるが、本稿では、予見可能性が要求されるという点で議論を留めて、一元論と二元論については今後の研究課題としたい。詳しくは、吉原和志「会社法の下での取締役の対会社責任」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論(上)』525頁(商事法務・2007年)、同「取締役の会社に対する責任の範囲と性格」ジュリスト増刊『会社法の争点』154頁(有斐閣・

2009年)。

- (4) 奥田昌道編『注釈民法(10)』390頁以下(北川善大郎執筆)(有斐閣・1987年)、前田達明『口述債権総論第三版』135頁以下(成文堂・1993年)参照。また、取締役の責任について近時の説をとるものとして、菅原貴与志「任務懈怠責任の法的性質と構造ー要件事実的考察をふまえて」山本為三郎編『新会社法の基本問題』196頁(慶應義塾大学出版会・2006年)。
- (5) 江頭憲治郎『株式会社法[第3版]』376頁(2009年)。
- (6) 山本爲三郎「内部統制システムの整備と役員等 の責任」法律時報80巻3号38頁(2008年)。
- (7) 同様の見解として、池島真策「取締役の善管注 意義務と内部統制システムに関する問題」法学研 究82巻12号371頁 (2009年)。
- (8) 大阪地判平成12年9月20日、判例時報1721号3 頁、判例タイムズ1047号86頁、金融商事判例1101 号 3 頁、資料版商事法務199号264頁。なお判例評 釈として、森田章・金融法務事情1601号6頁(2000 年)、岩原伸作・商事法務1576号4頁及び1577号 4頁(2000年)、鳥山恭一・法学セミナー46巻1 号109頁 (2001年)、川村正幸・金融商事判例1107 号56頁 (2001年)、山田純子・法学教室246号36頁 (2001年)、森本滋・判例評論508号200頁(2001年)、 近藤光男・金融法務事情1620号75頁(2001年)、 川口恭弘・ジュリスト臨時増刊1202号93頁 (2001 年)、山田剛志·法政理論34巻 1·2 号138頁 (2001 年)、伊藤靖史・私法判例リマークス23巻100頁 (2001年)、草間秀樹・法律論叢74巻 6 号309頁(2002 年)、吉田直・青山法学論集44巻1号63頁 (2002 年)、込山芳之・判例タイムズ1096号124頁 (2002 年)、柿崎環・企業会計55巻4号100頁 (2003年)、 大杉謙一・ジュリスト1244号284頁 (2003年)、片 木晴彦・商事法務1705号108頁(2004年)、畠田公 明『現代ビジネス判例』113頁(2003年)、野村修 也・別冊ジュリスト180号 (会社法判例百選) 124 頁(2006年)がある。
- (9) 最判平成21年7月9日、金融商事判例1321号36 頁、判例時報2055号147頁。詳しくは、長畑周史「会 社代表者のリスク管理体制を構築すべき義務に違 反はないとされた事例(日本システム技術事件)」 月刊監査研究36巻2号(通号431号)83頁(2010年)参照。この他、判例評釈として、高島志郎・ 商事法務1876号20頁(2009年)、弥永真生・ジュ

リスト1385号60頁 (2009年)、志谷匡史・月刊監査役561号 4頁 (2009年)、吉村信昭・アドミニストレーション16巻 2 号161頁 (2009年)、川島いづみ・法学教室別冊判例セレクト2009 (II)・354号20頁 (2009年)、山田剛志・金融商事判例増刊号・金融・消費者取引判例の分析と展開1336号222頁(2010)がある。その他、担当弁護士による解説として、上甲梯二=清水良寛・法学セミナー662号38頁 (2010年)がある。また、事案を検討するものとして、藤原俊雄「内部統制システム構築義務と取締役の責任」民事法情報280号 3 頁、高岸直樹「内部統制システムにおける監査役の職務」日本法学75巻 3 号57頁 (2010年)がある。

- (ii) 大阪地判平成12年9月20日、判例時報1721号3 頁(大和銀行株主代表訴訟事件)、大阪地判平成 16年12月22日、判例時報1892号108頁(ダスキン 株主代表訴訟事件)。
- (ii) 前掲脚注10参照。なお、「経営判断の問題」という用語が使われているが、経営判断として過小な予防体制を設置したとしても、想定されるリスクが大きい場合や経営判断になじまない場合には経営判断として保護されないと考えられる。詳しくは、長畑周史「内部統制と経営判断の関係について」法学政治学論究76号237頁(2008年)を参照。
- (2) もちろん、常に従業員の不正行為を疑う必要はないが、例えば本件や銀行で現金を取り扱う従業員などには、不正行為の強い誘惑があるのは自明であり、この点で、その他の一般的な部署とは不正行為の予見可能性の程度は異なると思われる。
- (i) 従業員を疑うことは必要としないが、本件のように不正行為が容易な環境にある場合には、他の 部署とは違い、不正行為がないことを前提に考え ることはできない。

#### 【追記】

校正の段階で、河津博史・銀行法務21・717号63 頁 (2010年) に接した。